

おおいた働きやすくやりがいのある  
福祉・介護の職場 プレミアム認証制度

# ふくふくプレミアム認証

## 手引き



令和 7 年度版

大分県

## 目次

### 第Ⅰ部 ふくふくプレミアム認証について

1. 制度の目的・概要・背景・効果
2. 申請条件・時期・方法
3. 支援メニューと活用方法

### 第Ⅱ部 ふくふくプレミアム認証基準の解説

#### 1. 定性評価

- (1) 繙続的な取組
- (2) 課題解決に向けた実行性のある取組
- (3) PR活動

#### 2. 定量評価

- ①離職率
- ②時間外労働時間（月平均）
- ③年次有給休暇取得率
- ④育児休業取得率
- ⑤業務に起因した腰痛発生率

#### 3. 第三者評価の受審

# 第Ⅰ部 ふくふくプレミアム認証について

## 1. 制度の目的・概要・背景・効果

ふくふくプレミアム認証は、「ふくふく認証」を取得した福祉・介護事業者のうち、特に働きやすくやりがいのある職場環境の実現において、継続的かつ高度な取組を実践している法人を評価・認証する制度です。

この認証により、福祉・介護業界のトップランナーを顕彰するとともに、職員の定着と確保、業界全体の質の向上を目指します。

## 2. 申請条件・時期・方法

### 【申請条件】

- ・「ふくふく認証」取得後、3年間すべての基準を維持していること
- ・認証取得から2か年度以上経過後、認証更新のタイミングで、上位認証を申請するか、認証更新を選択できる
- ・2か年度以上経過後は、上位認証の申請が可能

### 【申請期間】

- ・毎年11月1日～12月20日

### 【申請方法】

- ・メールで申請書を提出、添付資料は指定の方法でアップロード

## 3. 支援メニューと活用方法

ふくふくプレミアム認証の取得に向けて、各法人は「ふくふくプレミアム認証申請準備セミナー」を2回まで受講可能です。

制度や評価基準の理解、申請書類の整備、改善ポイントの洗い出しなどを支援します。

## 第Ⅱ部 ふくふくプレミアム認証基準の解説

### 1. 定性評価（1）継続的な取組

「ふくふく認証」の全ての基準項目を、過去3年間にわたり継続的に達成していることを確認します。継続的な取組みは、偶然や一時的な努力ではなく、組織的・構造的に優れたマネジメント体制が整っている証拠です。

#### 【評価のポイント】

- ・すべての認証項目（24項目）について、毎年、達成状況を記録し、基準を満たしていることが分かる文書や資料があるか。
- ・記録や資料が系統的に保管・整理されているか。
- ・毎年度、セルフチェックや内部点検を行っているか。

#### 【確認方法】

- ・「3年分取組状況確認書（プレミアム認証申請・認証更新用）」
- ・各年度のふくふく認証に対応した様式・記録類（研修記録、計画書、議事録等）

## 1. 定性評価（2）課題解決に向けた実行性のある取組

「ふくふく認証」の4つのカテゴリにおいて、しっかりと振り返り、協議し、改善計画を立てて、それを実行していることを確認します。PDCAのサイクルを回しながら、より良い状態や組織を目指します。

### 【対象カテゴリ】

- ・新規採用者の育成や定着
- ・人材育成計画の実施
- ・処遇やワークライフバランス
- ・コミュニケーション活性化や業務改善

### 【評価のポイント】

上記の4項目において、以下の①～④の基準を満たしている。

- ①各項目に関する会議を開催し、具体的な課題分析に基づいて議論している。
- ②事業所の管理監督者が会議に出席しており、議事録にてその議論の内容と、特定された課題に対する具体的な改善策が明記されている。
- ③議事録において、会議で決定された改善策の進捗状況が報告・評価され、必要に応じて計画の見直しが行われている。
- ④申請年度、申請前年度、申請前々年度で継続的に取組んでいる。

### 【確認方法】

- ・議事録
- ・会議の資料、改善計画、振り返り資料など

## 1. 定性評価（3）PR活動

「ふくふくプレミアム認証」では、制度の社会的意義を広め、他法人の模範となる役割を担うため、認証法人として「ふくふく認証」を広く社会に周知・発信しているかどうかを評価します。

### 【評価ポイント】

以下の6つの取組のうち、4つ以上を実施していることが必要です。

- ① 自法人のホームページや広報誌、またはそれに準ずる媒体（パンフレット、施設案内等）に、「ふくふく認証」を取得している旨と、その内容を積極的に掲載し、一般に公開している。
- ② 職員の名刺や社用車、施設内掲示物（例：入り口、受付等）に「ふくふく認証」のロゴマークを積極的に使用し、来訪者や地域住民へ周知を図っている。
- ③ 自法人のホームページから、大分県のホームページ内にある「おおいた働きやすくやりがいのある福祉・介護の職場認証制度（ふくふく認証）」のページへ、直接リンクを貼っている。
- ④ 地域住民や学生、介護職希望者などを対象とした事業所説明会、施設見学会、またはイベント等において、「ふくふく認証」の取得をアピールし、その意義について説明している。
- ⑤ 地域の広報媒体（地域情報誌、ケーブルテレビ、自治体広報誌など）や地域の集会等において、自法人が「ふくふく認証」を取得していることを積極的に情報発信している。
- ⑥ 他の福祉・介護事業者や関係団体との交流の場において、「ふくふく認証」の取得経験やそのメリットを共有し、制度の普及啓発に協力している。

### 【確認書類例】

- ・HPやパンフレット等のスクリーンショット・紙面コピー
- ・ロゴ入り名刺や社用車、施設内掲示の写真
- ・イベントチラシや報告書、参加者名簿等
- ・交流会の議事録や資料（制度紹介の記載があるもの）

## 2. 定量評価

本項目では、職員の働きやすさや安全性に関する数値データをもとに、客観的かつ継続的な改善努力を行っているかを評価します。

いずれの指標も、申請前年度の実績、および過去3か年度の実績をもって評価します。原則として全てを満たすことしますが、5つの指標のうち2つは、アまたはイを満たすことでも可とします。

### 【対象となる5つの定量指標】

- ① 離職率
- ② 時間外労働時間（月平均）
- ③ 年次有給休暇取得率
- ④ 育児休業取得率
- ⑤ 業務に起因した腰痛率

※ただし④の該当がない場合、④以外の4つの指標のうち1つは、アまたはイを満たすことでも可とする

### 【審査基準】

- ① 離職率
  - ア：申請前年度の福祉・介護職員の離職率が、7%未満であること。
  - イ：過去3か年度の平均離職率が、9%未満であること。

離職率 = その年の正規職員の離職者数／正規職員数 × 100 (%)

※「福祉・介護職員」とは

介護施設・事業所のケアスタッフ  
障害者施設・事業所の支援員及び指導員

※「過去 3 か年度」とは

申請前年度、前々年度、前々前年度

※「正規職員数」とは

4月1日時点での正規職員の総数

定年退職者は含まない

無期雇用から有期雇用への変更契約は離職に含む（正職⇒パートなど）

確認方法：福祉・介護職員の離職率に関する計算書（入職者数、退職者数、在籍職員数などのデータを含む）。

②時間外労働時間（月平均）

●ア：申請前年度の福祉・介護職員の月平均時間外労働時間が、2時間以内であること。

●イ：過去3か年度の月平均時間外労働時間が、3時間以内であること。

時間外労働時間 = 正規職員の年間時間外労働時間／正規職員数／12

確認方法：福祉・介護職員の勤務実績表、時間外労働時間集計表。

③年次有給休暇取得率

●ア：申請前年度の福祉・介護職員の年次有給休暇取得率が、75%以上であること。

●イ：過去3か年度の年次有給休暇取得率が、平均70%以上であること。

有給の取得率 = 正規職員の有給休暇の取得日数／有給の付与日数 × 100 (%)

※年度途中の入職者、離職者の取得日数および付与日数は除く

確認方法：有給休暇取得実績簿、有給休暇取得率計算書。

#### ④ 育児休業取得率

- ア：申請前年度の育児休業の取得率が、対象者の女性の 75%以上であること。
- イ：申請前年度の育児休業の取得率が、対象者の男性の 30%以上であること。

育児休業取得率 =

$$\text{育児休業を取得した職員数} / \text{育児休業の対象となる職員数} \times 100 \text{ (%)}$$

※ 育児休業取得率とは、対象者（育児休暇を取得可能な条件を満たした者）のうち  
実際に育児休業を取得した職員の割合を指します。

#### ⑤ 業務に起因した腰痛率

- ア：申請年度の福祉・介護職員における腰痛の新規腰発生件数が、0 件であること。  
(県は新たな発生 0 を目指している)
- イ：申請年度の業務に起因した腰痛率が、20%未満であること。

腰痛率 = 腰痛者数 / 正規職員数 × 100 (%)

確認方法：産業医面談記録、労災申請記録、健康診断結果（腰痛関連項目）、  
アンケート調査結果、ノーリフティングケアに関する研修受講履歴。

### **3. 第三者評価の受審**

申請年度、申請前年度、申請前々年度のいずれかで、1以上の事業所が第三者評価を受審している。

福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス第三者評価は、福祉サービス事業者の提供するサービスの質の向上を図ることを目的に、サービスの質について、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行うものです。

評価結果を公表することで、利用者や家族がサービスを選択する際の情報の一つとなります。